

平成 24 年 12 月 26 日
環境創造局水・土壌環境課

横浜市下水道条例施行規則の一部改正に関する意見公募要領

横浜市では、下水道法施行令の一部改正に伴い、横浜市下水道条例施行規則の一部改正を検討しております。

つきましては、広く市民の皆様から御意見をいただきたく、次の要領で意見の公募を行います。

1 意見公募期間

平成 24 年 12 月 26 日（水）から平成 25 年 1 月 24 日（木）まで

2 意見提出方法

「意見提出書」に御記入の上、次のいずれかの方法により御提出ください。

なお、電話での御意見の提出には対応いたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

(1) 電子メールの場合

電子メールアドレス：ks-kouhai@city.yokohama.jp

横浜市環境創造局水・土壌環境課 意見公募担当 あて

※ メールの件名を【意見公募】としてください。

(2) 郵送の場合

〒231-0017 横浜市中区港町 1-1 関内中央ビル 8F

横浜市環境創造局水・土壌環境課 意見公募担当 あて

(3) FAX の場合

FAX 番号：045-671-2809

3 注意事項

- (1) いただいた御意見に対して、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- (2) いただいた御意見の内容につきましては、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公開される可能性がありますので、あらかじめ御承知おきください。
- (3) 御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。
- (4) その他個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例に従って適切に取り扱います。

4 添付資料

- (1) 意見提出書
- (2) 横浜市下水道条例施行規則の一部改正について（概要）
- (3) 関連資料1 「1,4-ジオキサン（化学物質ファクトシート 2012年版）」
- (4) 関連資料2 「参照条文」

5 御不明な点についてのお問い合わせ先

横浜市環境創造局水・土壌環境課 意見公募担当 あて

電話番号：045-671-2835

※ 電話による御意見は御遠慮くださいますようお願いいたします。